

令和元年 第1回

北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	令和元年5月23日(木)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前10時40分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 議案第7号
- 第10 報告第1号
- 第11 報告第2号
- 第12 報告第3号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 7 議案第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地域整備計画の変更について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 議案第 7 号 現況証明願について
- 第 10 報告第 1 号 農業者実態把握調査の結果について
- 第 11 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 12 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

3 令和元年第1回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君		
2	高橋 秀幸 君		
3	吉田 和子 君		
4	渡邊 幸夫 君		
5	畑中 利男 君		
6	福田 保志 君		
7	中村 圭一 君		
8	萩原 和裕 君		
9	入倉 孝徳 君		
10	安斉 誠一 君		
11	芝山ひとみ 君		
12	岡田 貢 君		
13	大林 実 君		

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君		
16	竹下 雅英 君		
17	杉山 茂樹 君		
18	竹中 秀樹 君		
19	黒須 倫子 君		
20	米森 裕之 君		
21	岡部 浩 君		
22	國田 恭一 君		
23	鎌口 幹雄 君		

出席 21 名
 欠席 1 名
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課 長	市 山 恵 一 君
総務 係 長	清 水 拓 君
農地 係 長	谷 地 洋 光 君

(3) 議 長 鎌口 幹雄 君
 署名委員 3番 吉田 和子 委員
 署名委員 5番 畑中 利男 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年第1回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしく願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

これより、令和元年第1回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、21名の出席であります。
17番 杉山委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。
次に、本日の総会議案のほか、報告第1号関連として、「令和元年第1回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は、3番 吉田委員、5番 畑中委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページから2ページでございます。
議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、賃借権が1件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、2ページ欄外に記載のとおり、「田」が12筆、「畑」が21筆で、合計面積は177,523㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第2班よりご説明をお願いいたします。

6 番
(福田 保志君)

番号 1 番についてご説明いたします。
番号 1 番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、美園 「田」
12 筆、外「畑」21 筆、合計面積は 177,523 m²。貸主は、 さん。借主は、
同住所 さんです。申請事由は、後継者である息子に農地を貸し付ける
というものです。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま
せんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第 4、『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につい
て』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の 3 ページでございます。今回より位置図につきましては添付しており
ません。
議案第 2 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明いたし
ます。
今回の申請は 2 件で、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、
「畑」が 1 筆、「宅地」が 2 筆で、合計面積は 1,026 m²であります。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班
の協議を経ておりますので、まず、第 1 班よりご説明をお願いいたします。

10 番
(安斉 誠一君)

番号 1 番についてご説明いたします。
令和元年 5 月 16 日に竹下委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につ
きましては、北光 外 1 筆、合計面積は、516 m²です。申請人は、
さんです。転用目的及び計画の内容は、物置、庭。申請事由は、申請地には、
過去に建築した物置等があるが、農地転用許可の手続きを失念していることが
判明したため、転用を追認願うというものです。所在につきましては、北光墓
地から東に 200m 進んだところに位置しております。
以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしく願い
いたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第 3 班よりお願いいたします。

21番
(岡部 浩君)

番号2番についてご説明いたします。
令和元年5月20日に前澤委員、大林委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、豊地、面積は、510㎡です。申請人は、
です。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場。申請事由は、既存施設が手狭となったため、新たに農業用施設を建築するというものです。所在につきましては、北見市豊地小学校横に隣接したところに位置しております。
以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の4ページでございます。今回より、位置図につきましては添付しておりません。
議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、使用貸借による権利が2件です。申請事由につきましては、記載のとおりです。
なお、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が2筆、「宅地」が2筆で、合計面積は4,007㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

20番
(米森 裕之君)

番号1番についてご説明いたします。
令和元年5月16日に安齊委員、入倉委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、上仁頃 外1筆、合計面積は、984㎡。貸主は、
さん。借主は、同住所 さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場、通路です。申請事由は、既存施設が手狭となったため、新たに農業用施設を建築するというものです。所在につきましては、北見市上仁頃小学校から北東に約700m進んだところに位置しております。
以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

21番
(岡部 浩君)

番号2番についてご説明いたします。
令和元年5月20日に前澤委員、大林委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、豊地 外1筆、合計面積は、3,023㎡。貸主は、 さん。借主は、同住所 です。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場、通路、コンテナ置場、車輛置場、物置兼休憩所です。申請事由は、申請地には、過去に建築した農業用施設があるが、農地転用許可の手続きを失念していることが判明したため、転用を追認願うというものです。所在につきましては、北見市豊地小学校横に隣接したところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おわかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、『議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の5ページでございます。
議案第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。
今回の通知は、合意解約による通知が1件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。
なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が4筆で、合計面積は19,873㎡であります。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

1番
(前澤 一幸君)

番号1番についてご説明いたします。
番号1番、所在・地番については、豊地 「畑」、外「畑」3筆、合

計面積は、19,873 m²です。賃貸人は、
さん(持分2分の1)、
さん(持分2分の1)。賃借人
です。解約等の理由は合意解約で、合意
等の日は、平成31年4月17日。引渡し
の時期は、平成31年4月17日です。
その他契約内容等は記載のとおりです。

以上、特に問題は無いと判断いたしましたが、ご協議の程、よろしくお願
いいたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま
せんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第7、『議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく
北見市農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の6ページから8ページでございます。
議案第5号 「農業振興地域の整備に関する法律に基づく北見市農業振興地
域整備計画の変更について」ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による北見市農業振
興地域整備計画の変更について、同法施行規則第3条の2第2項に基づき北見
市長から意見を求められたものでございます。

今回の案件7件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内
容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、土地の表示は、上仁頃
、現況は、「畑」、面積は、1,076
m²。所有者及び申請者は、
さんです。土地利用計画は、農地。申請理
由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号2番、土地の表示は、上仁頃
外1筆、現況は、「畑」、合計面
積は、984 m²。所有者は、
さん。申請者は、同住所
さんです。
土地利用計画は、農業用倉庫・農作業場・通路。申請理由は、農業用施設用地
として利用するため。申請区分は、用途変更、転用計画は、有です。

番号3番、土地の表示は、北光
外1筆、現況は、「宅地」、合計面
積は、516 m²。所有者及び申請者は、
さんです。土地利用計画は、物置・
庭。申請理由は、農家住宅用地として利用するため。申請区分は、除外、転用
計画は、有です。

番号4番、土地の表示は、西相内
外2筆、現況は、「畑」、合計面
積は、5,063.56 m²。所有者及び申請者は、
さんです。土地利用計画は、
農地。申請理由は、農地として利用するため。申請区分は、編入です。

番号5番、土地の表示は、広郷
外1筆、現況は、「畑」、合計面積

(鎌口 幹雄君) の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番
(安齊 誠一君) 番号1番から5番についてご説明いたします。
番号1番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は5,193,000円、10aあたり200,000円です。
番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は52,000円、10aあたり5,000円です。
番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は113,000円、10aあたり3,000円です。
番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は20,000円、10aあたり1,200円です。
番号5番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は14,000,000円、10aあたり94,100円です。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6番
(福田 保志君) 番号6番から11番についてご説明いたします。
番号6番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は10,100,000円、10aあたり206,900円です。
番号7番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は13,460,000円、10aあたり173,000円です。
番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は864,000円、10aあたり7,000円です。
番号9番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は1,500,000円、10aあたり350,300円です。
番号10番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は6,930,000円、10aあたり299,000円です。
番号11番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は4,000,000円、10aあたり88,000円です。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番 番号12番から18番についてご説明いたします。

(前澤 一幸君) 番号12番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は5,500,000円、10aあたり273,100円です。

番号13番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は7,500円、10aあたり5,000円です。

番号14番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は13,000,000円、10aあたり280,100円です。

番号15番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は10,780,000円、10aあたり377,000円です。

番号16番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は10,780,000円、10aあたり349,300円です。

番号17番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 さん(持分2分の1)、 さん(持分2分の1)。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は6,033,600円、10aあたり300,000円です。

番号18番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は936,200円、10aあたり300,000円です。

以上でございます。

議長 (鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。どなたか、ご質疑はございませんか。

議長 (鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 (鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。次に、日程第9、『議案第7号 現況証明願について』を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

農地課長 (市山 恵一君) 議案の13ページでございます。議案第7号、「現況証明願について」ご説明いたします。このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定を求めるというものであります。願出件数は3件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。番号1番、所在・地番は、仁頃町 、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、面積は396㎡、利用状況は「雑種地」、所有者及び願出人は、 さんです。番号2番、所在・地番は、東相内町 、公簿地目は「田」、現況は「農

地・採草放牧地以外」、面積は160㎡、利用状況は「宅地」、所有者及び願出人は、 さんです。

番号3番、所在・地番は、本沢 外1筆、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、合計面積は1,444㎡、利用状況は「原野」、所有者は さん。願出人は、 さんです。

なお、現況証明に係る面積は、欄外に記載のとおり、「農地・採草放牧地以外」の4筆で、合計面積は、2,000㎡であります。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

20番
(米森 裕之君)

番号1番について、ご説明いたします。

令和元年5月16日に安齊委員、入倉委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「雑種地」と確認しました。

以上、ご報告いたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

5番
(畑中 利男君)

番号2番について、ご説明いたします。

令和元年5月20日に福田委員、萩原委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「宅地」と確認しました。

8番
(萩原 和弘君)

番号3番について、ご説明いたします。

令和元年5月20日に福田委員、畑中委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、2筆とも「原野」と確認しました。

以上、ご報告いたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第10、『報告第1号 農業者実態把握調査の結果について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の14ページでございます。
報告第1号「農業者実態把握調査の結果について」ご説明いたします。
このことについて、平成31年 農業者実態把握調査の結果を別紙のとおり報告いたします。内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第1回総会資料、報告第1号関連「農業者実態把握調査の結果について」をご参照願います。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第11、『報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の15ページでございます。
報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。
届出件数は、所有権(相続)が2件であります。
番号1番、所在及び地番は、東相内町 「田」、外「田」4筆、合計面積は23,070㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同居所 さんです。届出日は平成31年4月26日、受理通知日は令和元年5月9日です。
番号2番、所在及び地番は、若松 「畑」、外「畑」2筆、合計面積は19,443㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は平成31年4月18日、受理通知日は平成31年4月24日です。
なお、届出に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「田」が5筆、「畑」が3筆で、合計面積は42,513㎡であります。
これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第12、『報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の 16 ページでございます。
報告第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が 1 件であります。

番号 1 番、所在及び地番は、未広町 「畑」、面積は 335 m² です。
譲渡人は、 さん、譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、平成 31 年 4 月 10 日、届出処理年月日は、平成 31 年 4 月 15 日です。

この案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第 6 条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、報告のとおり了承することといたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、令和元年第 1 回北見市第一農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年 5 月 23 日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 吉 田 和 子

署名委員 畑 中 利 男